資料番号
No.6

写

２０１９年　７月　２５日

長野労働局長
　中原　正裕　殿

長野市県町５３２－３　県労働会館３F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長　　斉　藤　　直

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者

産　業　分　類	使用者数	労働者数
I561　百貨店，総合スーパー		
I569　その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	４９	３，８４６

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者３，６２４名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

３．申出の内容

上記２の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が３分の１以上に達していること。

◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数２，９６９名／長野県における各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者数３，６２４名≒８１．９２％

◎労働協約の賃金の最も低い額＝１５３，０００円／月、９１７円／時間

◎現在適用されている法定最低賃金金額＝８３５円／時間

５．添付書類

(1)　総括
(2)　労働協約の写し
(3)　申請代表者に対する委任書
(4)　長野県各種商品小売業業最低賃金対策委員会設置要綱

長野労働局
1.7.25
受付

以　上

＜添付書類＞

総　括

１．賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イトーヨーカドー労組	ﾅｼｮﾅﾙ･ｴﾘｱ組合員	３９１人
2	全ユニー労組	組合員	３７２人
3	西友労組	本社員組合員	１，９３３人
4	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	２７３人
計	４件・４種類		２，９６９人

２．賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別＆月額		時　間　額
1	イトーヨーカドー労組	１８歳	１６８，０００円	１，０２８円
2	全ユニー労組	１８歳	１８４，０００円	１，１０４円
3	西友労組	本社員組合員	１５８，４００円	９７７円
4	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部		１５３，０００円	９１７円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1．本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。

2．本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。

3．本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。

4．本委員会の運営は、次の通りとします。
（1）本委員会は、UAゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
（2）委員の互選により委員長を選出します。
（3）事務局は、長野市県町５３２－３県労働会館内「連合長野」に置きます。
（4）費用は発生の都度、分担し賄います。

5．その他必要な事項は、委員会において協議決定します。

6．本要綱の施行は１９８８年　6月２４日とします。

１９９０年　3月２３日　一部改正
１９９７年　4月２２日　一部改正
２００３年　3月２３日　一部改正
２００９年　3月１９日　一部改正
２０１３年　3月２５日　一部改正